

2 学術情報課程

1 学術情報課程とは

企業の情報部、資料部、特許部、その他の情報部門、研究開発部門および営業部門、ならびに公共機関としての博物館、資料館、科学館、児童館、公共図書館、情報センター等において、科学技術に関する情報の調査・収集・整理・保管・検索・提供等にあたる技術者となる基礎の習得を目的としています。

この基礎能力は、大学卒業後、研究、技術、営業その他どんな仕事に従事する場合でも非常に役立ちます。情報化時代の今日、コンピュータ等の機器は急速に進歩しています。これらのハードを利用する技術を持った人材の養成は、大学その他において盛んに行われています。しかし、現在わが国では、科学技術情報の調査から提供までを担当できる専門家が不足し、その養成教育は大学における教育の盲点の一つです。

情報を取扱う人材養成は、理科学系の大学において、ほとんど行われていません。その結果、企業や公共機関において、科学技術情報を取扱う人材の確保が難しくなっています。本課程は、全学科学生に開放設置され、社会の要求にこたえるために開設されました。この課程を修了すると学芸員または司書の資格が与えられます。

2 学芸員と司書

学芸員

博物館法によって登録または指定された博物館、動物園、植物園、水族館、美術館など(以下「博物館」という)において、調査・研究・展示等の業務を担当する専門職員です。博物館には、学芸員をおくことが法律で義務づけられています。就職先としては、資料館、植物園、動物園、水族館、博物館、その他の社会教育施設、展示企業などがあります。近年、県市町村立の博物館が多くなり、これらを管轄する教育委員会では、学芸員資格を有する者を採用する傾向が増えてきています。

司書

図書館法によって定められた図書館に置かれる専門職員です。図書館は、図書、記録、資料を収集し、それを整理・保存して利用に供し、教育、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設です。司書はこれらの専門業務を行う職員です。就職先としては、図書館、官公庁および企業等の研究開発部門、資料室などがあります。

3 資格取得について

学芸員資格	●博物館法第5条第1号で学芸員となる資格を有する者を「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」と規定しています。 ●この規定に基づいて、本学では卒業要件を満たし所定の単位（次頁参照 9 科目 19 単位）を修得した者に対し、資格の証明として「博物館に関する科目の単位修得証書」を授与します。
司書資格	●図書館法第5条第2号で司書となる資格を有する者を「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」と規定しています。 ●この規定に基づいて、本学では卒業要件を満たし所定の単位（次頁参照必修 11 科目 22 単位と選択 2 科目 2 単位の合計 13 科目 24 単位以上）を修得した者に対し、資格の証明として「図書館に関する科目の単位修得証書」を授与します。

4 履修科目について

平成24年 4 月 1 日改正

資 格	開講科目		履修 年次	単位数
学芸員	必修	生涯学習概論	3	2
		博物館概論	2	2
		博物館経営論	3	2
		博物館資料論	2	2
		博物館資料保存論	3	2
		博物館展示論	3	2
		博物館情報・メディア論	3	2
		博物館教育論	3	2
		博物館実習	4	3
資 格	開講科目		履修 年次	単位数
司 書	必修	生涯学習概論	3	2
		図書館概論	2	2
		図書館情報技術論	3	2
		図書館制度・経営論	3	2
		図書館サービス概論	2	2
		情報サービス論	2	2
		児童サービス論	2	2
		情報サービス演習	4	2
		図書館情報資源概論	3	2
		情報資源組織論	3	2
		情報資源組織演習	4	2
	選択	図書館基礎特論	3	1
		図書館サービス特論	3	1
		図書館情報資源特論	3	1
		図書館総合演習	3	1
		図書館実習	4	1

- ①学芸員資格は上記の9科目合計19単位を取得し、かつ学士の学位を得たものに対して、卒業時に授与します。司書資格は必修科目11科目22単位と選択科目2科目2単位の合計13科目24単位以上を取得し、かつ学士の学位を得たものに対して、卒業時に授与します。
- ②学芸員科目の「博物館実習」は、3年次に館務実習事前指導と4日間の施設見学、4年次に週2コマの学内実習と10日間の館務実習を実施します。
- ③司書科目の「情報サービス演習」(2単位)及び「情報資源組織演習」(2単位)はそれぞれ60時間の演習を行います。
- ④集中講義は夏季休業期間中に実施します。
- ⑤各講義の最終日に試験を実施します。夏季集中講義は再試験を行いません。
- ⑥学芸員科目は、3年次終了時に未修得の科目がある場合には、4年次に「博物館実習」のうち、「館園実習」を学外では実施できません。「博物館実習」は、週2コマの「実務実習」、「見学実習」、「館園実習」(5日間以上)を実施します。
- ⑦司書科目は3年次終了時に「図書館概論」、「情報サービス論」、「図書館サービス概論」、「図書館情報技術論」、「情報資源組織論」、「図書館情報資源概論」を未修得の場合には、4年次の「情報サービス演習」、「情報資源組織演習」を履修するにあたって、事前に専任教員と面談をしないことは履修することができません。
- ⑧司書科目の「図書館実習」は、3年次終了時に必修科目18単位を取得できない場合は履修することができません。また、「図書館実習」(1単位)は45時間以上の実習を行います。

履修方法についての説明会

学術情報課程の履修登録および単位取得についての説明会は1年次の11月に実施しますので、履修希望者は必ず説明会に出席し、所定の期日までに履修手続を行ってください(履修申込は1年次限りです)。

※申込説明会・手続等については、必ず履修のてびき(学術情報課程の履修登録について)を確認してください。

※1年次に説明会出席・手続、履修許可された学生は、1月に履修料入金を行った学生のみ履修することができます。

5 履修費用について

資 格	金 額
学芸員資格・司書資格(単修)	130,000 円
学芸員資格・司書資格(併修)	180,000 円